

平成元年7月14日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

母子福祉資金貸付金貸付業務に係るパソコン利用について（答申）

平成元年6月26日付藤児第107号をもって諮問された、母子福祉資金貸付金貸付業務に係るパソコン利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条による、コンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、母子福祉資金貸付金貸付業務に係るパソコン利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 母子福祉資金貸付金の貸付から償還までの事務（貸付台帳の作成・登録・修正、償還金納入通知書の発行、台帳への消込、未償還者への督促等）については、現在すべて手作業で処理している。
- ・ 貸付件数は現在345件で、毎年増加の傾向にあり、この処理作業のために担当職員が毎月かなりの時間外勤務をしているのが現状である。
- ・ これら一連の作業をパソコンで処理することにより、①業務量が大幅に軽減される、②単純作業から解放される、③手書処理によるミスが解消される、④正確なデータを迅速に確認できる、⑤これに伴い、より丁寧な窓口対応ができる等、事務の効率化、市民サービスの向上が図られる。

3 審議会の判断理由

- ・ コンピュータ利用の必要性

本業務に係る事務処理をすべて手作業で行うことは、業務の内容・性質、また相当の時間外勤務を伴っているという現状から、不効率であると思われる。

これらをパソコンで処理することにより、単純作業の解消等、事務能率の向

上はもとより、より速く正確なデータが得られ、貸付業務の円滑化が図られ、よりきめ細かな住民サービスを提供できる、等の効果が期待できることから、必要性は認められる。

- 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、住所・氏名・貸付金額・償還状況等、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。

- 他のファイルとの結合

本業務は、単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他との結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- 安全対策

本業務に係るパソコンの使用は母子担当係員4人に限定し、パスワードの設定により他の職員は一切使用できないことになっている。また、データ管理については、「パソコン及び端末機器の管理について（運用細目）」にもとづき運用していくことから、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

- 以上のことから、母子福祉資金貸付金貸付業務に係るパソコン利用を認めるものである。

以 上